

業務委託契約書（案）

1 委託業務の名称

令和6年度 定例会等における群馬県議会議事堂警備・巡視業務委託（以下「業務」という。）

2 委託期間

令和6年5月16日から令和7年3月31日までの本会議及び委員会開会日

3 業務委託料（契約単価）

1ポスト当たり単価 〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税抜き）

4 年間予定数量

85ポスト

※ なお、年間予定数量は、臨時会の開催や追加議案等により増減することがある。

5 契約保証金

免除

上記委託契約について、委託者 群馬県議会事務局長 浦部 賢徳（以下、「甲」という。）と、
受託者 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、次の条項により業務請負
委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県

群馬県議会事務局長 浦部 賢徳

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(総則)

第1条 乙は、別に定める仕様書に基づき業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないもの、又は疑義があるものについては、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(監督員・業務責任者)

第2条 甲は、この契約の履行について、自己に代わって監督し、若しくは指示する監督員を定め、また、乙は業務履行の技術上の管理をつかさどる業務責任者を定めそれぞれ書面により通知するものとする。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利、又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(再委託等禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部、又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(事情変更による委託料の変更)

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、甲、乙協議して委託料の額を変更することができる。

(作業実施の確認、検査等)

第7条 業務に使用する材料は全て乙の負担としなければならない。

2 乙は、各定例会等の委託業務終了後は、遅滞なく所定の報告書に業務実績を記録し、甲に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

3 甲は、前項に基づき提出された委託業務終了届により検査確認をするものとする。

(臨機の措置)

第8条 甲は、業務の実施上、緊急必要と認められるときは、乙に対して所要の臨機の措置をとることを求めることができる。

(作業実施上の損害賠償)

第9条 業務等の実施にあたり生じた損害については、甲の責めに帰する理由による場合のほか乙の負担とする。

2 乙は、業務実施に当たり、第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰する場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

(危険負担)

第10条 甲は、天災、その他不可抗力によって業務実施上損害が認められる場合は、その一部を負担することができる。

(委託料の支払方法)

第11条 乙は、第7条第3項の規定による検査合格後、甲に対し各定例会等分の委託料の支払を書面により甲に請求するものとする。

2 前項規定の委託料は、本書に規定する契約単価にポスト数を乗じた金額（円未満の端数は切捨て）とし、消費税及び地方消費税額は、当該金額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満の端数は切捨て）とし、甲は乙から委託料の請求を受けた際に、併せて支払うものとする。

3 甲は、請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 乙の責に帰すべき事由により履行期限内に業務を完了しない場合は、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、履行期限の翌日から業務完了した日までの日数に応じ、前条第2項の請求額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、前条第3項に規定する期限内に委託料を支払わない場合は、乙は遅延日数に同条第2項の請求額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の契約解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団

対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(5) その他この契約書の条項に違反したとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として契約単価に年間予定数量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会(以下「苦情検討委員会」という。)から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
- 5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。
- 6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(通知義務)

第15条 乙は委託業務遂行中に設備上の不備が認められたとき、事故発生の恐れのあるとき、又は事故が発生した場合は、遅滞なく甲にその状況を通知し速やかに甲の指示を受け、又は甲、乙協議してその処理にあたるものとする。

- 2 甲が設備の変更、修理及び設備の機能に影響を及ぼすと思われる工事を行うときは、予め乙に通知するものとする。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第16条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為(暴力団員等からの不当な要求行為)を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。